

法人税額等を控除する純資産価額の評価

Q : 純資産価額を評価する場合に法人税額相当額を控除してよいとの判決が出たとか。どんな内容だったのですか？

A : 通達改正前の取引事例についての判決ですので、現行の取引には影響を及ぼさないものと思われます。

【解説】

現行の通達では、非上場株式を純資産価額で評価する場合には、評価差額に対する法人税相当額を控除できないこととなっていますが、この事件は、今の通達が出される前で法人税額相当額が控除できないとする明確な規定がなかった頃の取引についての争いです。

1審、2審は営業活動を行っている会社の株を評価する場合に、清算を前提とする法人税額相当額を控除するのは不合理であるとして国の課税処分を支持しましたが、最高裁では、営業を行っていることのみを根拠に法人税額相当額を控除することが不合理であるとはいえず、課税上弊害をもたらす事情がうかがわれない本件においては、これを控除して純資産価額を評価すべきであるとして、原判決を破棄、審理を差し戻しとする判断が下されました。

これにより、純資産価額を評価する場合には、法人税相当額を控除すべきとする納税者の主張が認められたことになるのですが、この事件は、あくまでも現行通達の改正前の取引についての判断ですのでお間違えのないようにしてください。現行の取引には影響が及ばないものと思われます。

